		日号外	ページ
六四	令和四年総務省告示第三百五十六号の一部を訂正する件	一七53	九一
六五	令和四年総務省告示第三百五十七号の一部を訂正する件	一七53	一〇一
六六	政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件	一七53	一〇二
六七	令和四年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件	一七53	一〇三
六八	令和四年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件	二二	四
六九	災害対策基本法施行令の規定に基づき令和四年に発生した災害に係る同令第四十三条第一項の地方公共団体を定める件	二二	四
七〇	電波法施行規則第三条第一項第十五号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する業務を定める件の一部を改正する件	二二56	五二
七一	免許人以外の者が行う無線局（アマチュア局に限る。）の運用を、免許人がする無線局の運用とするものを定める件の一部を改正する件	二二56	五二
七二	外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件の一部を改正する件	二二56	五三
七三	電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件の一部を改正する件	二二56	五三
七四	電波法施行規則の規定により許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項を定める件	二二56	五五
七五	電波法施行規則第十一条の三第七号のアマチュア局の送信設備から発射される電波の特性周波数の測定を行うための装置を定める件を廃止する件	二二56	五六
七六	電波法施行規則第三十四条の十の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者以外の者が行う場合の条件を定める件を廃止する件	二二56	五六
七七	アマチュア局に指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号を定める件	二二56	五六
七八	無線局免許手続規則の規定により総務大臣が別に告示する無線設備を定める件	二二56	六二
七九	無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件	二二56	六二
八〇	アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件	二二56	六二
八一	アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件	二二56	六五
八二	特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件	二二56	六六
八三	無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件	二二56	六六
八四	登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件	二二56	六七
八五	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく令和三年度の財政の経営健全化が完了した団体の報告の概要を公表する件	二四59	九九
八六	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく令和三年度の財政再生計画等の実施状況報告の概要を公表する件	二四59	一〇〇
八七	令和三年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件	二四59	一三
八八	登録認定機関の登録に関する件	二八62	二七九
八九	技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件の一部を改正する件	二八62	二七九
九〇	政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二九66	二七
九一	令和四年総務省告示第六十二号の一部を訂正する件	二九66	二七
九二	令和四年総務省告示第六十五号の一部を訂正する件	二九66	二七
九三	政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二九66	二八
九四	令和四年総務省告示第百七十七号の一部を訂正する件	二九66	二八
九五	令和四年総務省告示第二百六十五号の一部を訂正する件	二九66	二九
九六	令和四年総務省告示第四百八号の一部を訂正する件	二九66	三〇
九七	令和四年総務省告示第四百十三号の一部を訂正する件	二九66	三〇
九八	政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二九66	三一